

(役員報酬)

第3条 役員報酬は下記のとおりとする。

評議員	1日につき8,000円(税込) 年間上限 50,000円以内(税込)※定款第8条	理由 責任重大 8,000円×6回
理事	1日につき6,000円(税込) 年間上限 30,000円以内(税込)	理由 責任重大 6,000円×5回
監事	1日につき会計監査時 7,000円(税込) ただし、理事会出席の時は理事と同額とする。 年間上限 37,000円以内(税込)	理由 責任重大 7,000円×1回 6,000円×5回
理事長	1日につき8,000円(税込) 年間上限 80,000円以内(税込)	理由 法人代表として 評議員会、理事会等への説明責任があり、すべてにおいて責任重大 8,000円×10回

*職員が理事の場合は支給しない。